

## サービス付き高齢者向け住宅・更新登録についてのご案内

新規登録後、5年間を経過した後、引き続きサ高住を運営する場合は、有効期間満了日までに登録の更新手続きをする必要があります。（「高齢者の居住の安定確保に関する法律」以下、「法」という。第5条第2項～第4項）

### 1 対象となる施設

（登録年度）

令和4年度	～	平成29年度・平成24年度（2回目）
令和5年度	～	平成30年度・平成25年度（2回目）
令和6年度	～	令和元年度・平成26年度（2回目）
令和7年度	～	令和2年度・平成27年度（2回目）
令和8年度	～	令和3年度・平成28年度（2回目）・平成23年度（3回目）
令和9年度	～	令和4年度・平成29年度（2回目）・平成24年度（3回目）

以下、同様の繰り返し

### 2 申請手順

#### （1）更新登録申請書の作成

- ・更新にあたり、更新用のID、パスワードを取得してください。  
（更新申請の入力方法等については、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」で検索）
- ・従来のID、パスワードを使用しますと変更登録の申請になります。

#### （2）添付資料の作成

別添「サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請に係る提出書類チェックリスト」に記載の1～12までの書類のうち該当するものの準備をお願いします。

※ 注意事項に記載の①、②、③、⑧、⑪の資料については、改修工事、模様替え等により、建物平面図、住戸詳細図等、あるいは加齢対応構造等チェックリストに変更がなければ省略が可能となりました。（R4.9以降の更新案件）

なお、変更があった場合でも、更新以前に変更届を提出していれば省略可能。

（注意事項）

#### ① 建物平面図

変更登録をした場合は、変更時点の図面を用意する。

#### ② 加齢対応構造等を表示した図面（住戸詳細図等、①に含まれない図面）

- ・変更登録をした場合は、変更時点の図面を用意する。
  - ・横浜市に所在する施設については、「緊急通報装置の系統図」が必要。
- ③ 加齢対応構造等チェックリスト
- ・最新の様式（2019年12月改正）を使用すること。（かながわ住まいまちづくり協会のホームページにあり。）
  - ・設計者の押印は不要。
- ④ 入居契約書
- ・最新のものを添付する。
  - ・平成29年の民法改正（連帯保証人の限度額の設定等）を踏まえたもの。
- ⑤ サービス提供の業務委託契約書  
状況把握・生活相談サービス業務委託、給食業務委託、施設管理業務委託 等
- ⑥ 家賃等の前払いを行う場合の「保全措置の内容を証する書類」  
家賃等の前払いをする場合、信託銀行等との契約が必要となります。
- ⑦ 有料老人ホーム該当確認通知書（写し）  
施設の所在地に応じて、それぞれの県・市の福祉関係課に申請し、有料老人ホームに該当するかどうかの通知書を受領し、その写しを提出してください。

（確認機関）

横浜市 高齢施設課・施設整備係 045-671-4119

川崎市 高齢者事業推進課・事業者指定係 044-200-2469

相模原市 福祉基盤課 042-707-7046

横須賀市 福祉部指導監査課 046-822-8162

上記4市以外の神奈川県内

神奈川県高齢福祉課 保健・居住施設グループ 045-210-4856

- ⑧ 建築確認済証（写し）  
新規登録時に使用したもので可。
- ⑨ サービス提供契約書  
入居契約書に含まれない、実費サービスの契約書。  
例 生活支援サービス契約書、給食サービス契約書等
- ⑩ 登録事項説明書（法第17条）  
・有料老人ホームに該当する場合は、重要事項説明書も添付。

- ・登録事項説明書（法第17条）は、最新様式（平成元年度様式）を使用してください。（かながわ住まいまちづくり協会のホームページ参照）
- ・なお、システムからの出力も可能です。

⑪ 共同利用施設利用計画書

- ・居室に台所、浴室がない場合に必要になります。
- ・新規登録時点と入居者数が異なっている場合には変更する必要があります。

⑫ 登録基準適合性に関するチェックリスト

入居契約書が法に適合しているか確認するための資料です。（かながわ住まいまちづくり協会のホームページ参照）

(3) 申請方法

- ① 申請書及び添付資料を郵送等により（公社）かながわ住まいまちづくり協会に送付する。
- ② 特に、改修工事等により変更する必要がある建物平面図等の図面類、加齢対応構造等チェックリストについては、申請書に先行してメール等により送付していたければ、早期に確認ができます。
- ③ 申請書とともに、用意できた添付資料も併せて送付する。
- ④ 有料老人ホーム該当確認通知書等、申請書と同時に提出できないものについては揃い次第、提出してください。
- ⑤ 遅くとも、1か月前には初回の書類提出をお願いします。